

## 構造計算書偽造問題に 関連した相談窓口の開設

(社)神奈川県建築士事務所協会と  
(社)日本建築構造技術者協会JSC  
A神奈川では構造計算書偽造問題に關  
連した問合せに対して相談窓口を開設  
しました。

### 申込者の条件

- ・分譲マンションの場合は管理組合等  
の建物所有者組織の代表者
- ・賃貸マンションの場合は建物所有者  
申込注意事項

・竣工図、構造計算書及び構造設計図  
等がそろっていること

### 対象とならない物件

- ・「構造計算書偽装事件」に直接関与  
している建築物
- ・昭和五六年六月一日に施行された建  
築基準法施行令以前の規定に基づい  
た建築物

### 相談対応方法

○構造計算書概略チェック  
※竣工図、構造計算書及び構造設計図  
等を指定された相談日にご持参くだ  
さい。費用は無料です。

### 申込み・問合せ

都市計画課に申込用紙を用意してあ  
りますので、記入のうえ次の相談窓口  
へFAXにてお申込みください。

(社)神奈川県建築士事務所協会内

構造計算書偽造問題相談窓口

☎〇四五―二二―三八〇七

☎〇四五―二二―八〇七五五

都市計画課 ☎内線三五二

## 障害者自立支援制度が 始まります

「障害者自立支援法」は、共生社会を  
めざす新しい障害保健福祉制度をかた  
ちづくるもので、障害のある人が自分  
らしく自立した生活が送れるような地  
域社会の実現をめざして、昨年十月に  
成立しました。

これに伴い、障害保健福祉サービ  
スの制度が四月から段階的に変更にな  
ります。

### 四月から

- 介護給付や訓練等給付の一部がはじ  
まります。
- 自立支援医療費の支給がはじまりま  
す。
- 利用者負担のしくみが変わります。
- 障害程度区分が新しくなります。

### 十月から

- 自立支援給付の全面開始  
(施設サービスが変わります)
- 補装具費の支給がはじまります
- 地域生活支援事業がはじまります。

問合せ 福祉課 ☎内線二三六・二三五

## 鎌倉税務署からのお知らせ

### 確定申告書は 自分で書いてお早めに

各申告書の提出は、郵送や税務署の  
時間外収受箱への投函でもできます。

土日祝日は閉庁していますが、二月  
十九日(日)・二十六日(日)に限り、確定  
申告の相談と申告書の受付をします。

なお、税務署の駐車場は四月上旬ま  
で利用できません。

### 所得税の受付

二月十六日(木)～三月十五日(水)  
(還付申告は受付中です)

### 消費税(個人事業者)の受付

三月三十一日(金)まで  
贈与税の受付 三月十五日(水)まで

### ◆インターネットを利用して申告を

国税庁ホームページの「所得税の確  
定申告書作成コーナー」で作成し、プ  
リントアウトした申告書は、税務署に  
提出できます。

### 国税庁ホームページ

<http://www.nta.go.jp>

### ◆六五歳以上の人は注意!

税制改正で、老年者控除が廃止さ  
れ、六五歳以上の公的年金等控除額が  
縮小されました。これまで所得税の確  
定申告をしていなかった人でも申告と  
納税(または還付)が必要となる場合  
があります。

### ◆納税には安心・便利な口座振替を

税務署や金融機関に向かなくても  
自動的に納税できます。

口座振替を利用するには、依頼書を  
提出してください。一度提出すると継  
続します。

### 振替日 所得税は四月二〇日(木)

消費税(個人事業者)は四月二七日  
(木)

### 問合せ 鎌倉税務署

☎〇四六七―二二―五五九一(代)

### ◆役場でも確定申告を受付

所得の種類が給与か年金のみで、医  
療費控除などの諸控除(住宅借入金等  
特別控除、災害や盗難等に伴う雑損控  
除は除く)を受ける人は、役場でも所  
得税の申告相談ができます。

なお、できあがっている所得税の申  
告書と消費税の申告書の場合は二月一  
日(水)から役場で仮収受をします。

期間 二月十六日(木)～三月十五日(水)

(閉庁日を除く)

時間 九時～十六時三〇分

(十二時～十三時は除く)

場所 役場四階大会議室

問合せ 税務課

☎内線二五一～二五三

四季の彩りと趣ある緑が感じられるまちづくりを進めるために

# 「緑の基本計画」を改定します

## ●これまでの経過

本町は、多摩三浦丘陵から連なる豊かな緑に抱かれ、四季折々の美しい姿を目にすることが出来ます。町では将来にわたって四季の彩りや趣のある緑を身近に感じることが出来るまちづくりを進めるため、平成八年三月に「緑の基本計画（以下「計画」という）」を策定しました。

## ●計画改定の趣旨

計画の策定後十年近く経過するなか、葉山を取り巻く自然環境の変化や関連する法律や計画等の制定・策定など様々な変化を踏まえ、現在、学識経験者、一般町民、行政職員で構成される緑の基本計画改定検討委員会を設置し、計画改定を進めています。

## ●緑の基本計画とは

緑の基本計画は、公園の整備や緑地保全地区の設定など都市計画制度に基づく施策と、住民参加による緑化活動などの取組みを体系的に整理した都市緑地法に基づく緑とオープンスペースに関する総合的な計画です。

## ●計画改定の視点

計画改定にあたっては、左記の視点を重視し、見直しを進めます。

### 1 葉山らしい緑の景観の形成

景観緑三法の制定や緑をとりまく最近の施策動向を踏まえ、葉山らしい緑の景観形成の視点を重視します。

### 2 身近な自然の保全と活用

生物多様性保全の観点から、多様な動植物の生育生息の場としての良好な自然環境の保全を重視するとともに、自然とのふれあいを求める多様なニーズに配慮し自然とのふれあいの場としての活用の視点を重視します。

### 3 町民参画による緑づくり

町民や事業者、NPO等とのパートナーシップによる緑の保全・創造の視点を重視します。

### 4 広域的な緑のネットワークの形成

三浦半島における葉山の緑の位置づけを踏まえ、広域的な緑のネットワーク形成の視点を重視します。

## ●計画期間

平成十八年度から平成二七年度までの十年間です。

## ●基本理念

現行計画を踏襲し、「緑と水と人のふれあいタウン、葉山」四季の彩りと趣ある緑が感じられるまちづくり」を基本理念に、次の三つを基本方針とします。

## ●基本方針1

### 「自然と共生する都市の形成」

三浦半島の骨格的な緑や市街地を取り囲む緑、海沿いのクロマツと岩礁・砂浜が織りなす風景、河川上流域の豊かな自然等の保全や活用を進めるなど、自然と共生するまちづくりを進めます。

## ●基本方針2

### 「緑豊かなまちなみをつくる」

住宅地が主体となる本町で、住民の憩いの場となる公園等の整備や市街地の緑化を進め、緑豊かで目に映る緑の多いまちなみを形成していきます。

## ●基本方針3

### 「みんなで緑をつくり育てる」

本町の自然と緑の魅力への理解を深め、住民一人ひとりが緑豊かなまちづくりに参加できる仕組みづくりの充実を図り、みんなで緑を守り育てる機会を醸成します。

## ●ご意見募集します

現在、「緑の基本計画【改定版】（仮称）素案」を、今月中に町ホームページ、

役場一階情報コーナーで閲覧できるように準備を進めています。

そこで、本計画をより良いものとするため、町民の皆さんの意見を募集します。

ご意見は、ファックス、Eメール、ハガキ、封書など文書でお願いします。

☎八七六一一七一一七

Eメール

kankyou@town.hayama.lg.jp

問合せ 環境課 ☎内線二二二一

## 総合計画審議会

### 委員募集

町の総合計画の策定や実施に関して町民の皆さんの意見を伺うため、総合計画審議会委員を募集します。

対象 町内に在住する満二〇歳以上の人で町の審議会等の委員を経験していない人

募集人数 一人 任期 二年

申込み 「葉山町（葉山と私）の将来像」をテーマに四〇〇字詰原稿用紙三枚以内に意見をまとめ、住所・氏名・年齢・職業を明記して郵送

問合せ 企画課 ☎内線三三三一

\*応募いただいた意見をもとに、選考します。

締切 二月十日（金）（消印有効）